平成２７年（フ）第１３７０号
札幌市中央区南17条西８丁目２番30―108号
債務者　小林以史子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３７９号
札幌市西区発寒６条７丁目４番19号　ボンヌジュルネ202号
債務者　大崎　　了
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１３９８号
札幌市東区北46条東１丁目３番８号　マンション美喜５号
債務者　奥間香出菜（旧姓伊佐）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４０９号
札幌市白石区南郷通１丁目南４番５―402号
債務者　西谷　　愛
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４１５号
札幌市手稲区手稲本町１条２丁目５番17―102号
債務者　宮田　玲可
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４３４号
北海道恵庭市和光町３丁目９番15号
債務者　菊池貴美子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４９号
群馬県安中市原市４丁目２番28号　３棟
債務者　松浦　秀男
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第１５０号
群馬県安中市原市４丁目２番28号　３棟
債務者　松浦よね子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第８５５号
埼玉県上尾市大字平方3501番地１　上尾丸山団地４―204
債務者　田島　龍也
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８７０号
埼玉県鴻巣市糠田1617番地２
債務者　長谷川久美（旧姓倉田）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第８８８号
埼玉県上尾市愛宕２丁目９番２号　フォーレスト202
債務者　木山　知佳
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第９２８号
さいたま市見沼区大字蓮沼1124番地６　メゾンドミール201
債務者　西山　正剛
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５９号
埼玉県三郷市東町362番地２
債務者　岡田　明子（旧姓一条）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
埼玉県行田市本丸16番28号　コーポ本丸Ａ―101
債務者　加藤　英子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第３７号
千葉県茂原市茂原604番地（金富アパート右）
債務者　花田　一巳
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第３９号
千葉県いすみ市新田若山深堀入会地９番地
債務者　久常　隆子
1　決定年月日時　平成27年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第８８号
岐阜県瑞浪市宮前町２丁目61番地　メゾン大西　Ａ―105号
債務者　鈴木　研二
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月９日まで
岐阜地方裁判所多治見支部